



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ 事務所だより

2020年10月号

秋晴れの過ごしやすい日が続いているが、朝晩は冷えるようになってきましたね。
「事務所だより 2020年10月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 年末調整の準備を始めましょう
- 2 脱退一時金制度の見直し
- 3 失業等給付の給付制限期間が短縮されます
- 4 当事務所から

年末調整の準備を始めましょう

今年もまもなく年末調整の準備を始める時期となります。年末調整は賞与や毎月の給与の支払いの際に源泉徴収した税額と、その年に納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きであり、所得税の源泉徴収の総決算ともいべき、とても大切な手続きです。今回は昨年からの変更点が多数ありますので、そのポイントをご紹介します。早めの準備で漏れのないように行いたいですね。

■ 昨年と比べて変わった点

1. 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額の改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。

2. 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

- (1) 基礎控除の改正
- (2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設
- (3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設
- (4) 源泉徴収簿の様式変更

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

4. ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置
- (2) 寡婦（寡夫）控除の見直し
- (3) 令和2年分の年末調整の際の申告
- (4) 令和2年分の源泉徴収簿の記載

5. 年末調整関係手続の電子化



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2020/01.htm>

脱退一時金制度の見直し【令和3年4月改正】

短期滞在の外国人に対しての脱退一時金は、被保険者であった期間に応じて支給されており、現行では、加入歴が3年以上となる場合、どんなに長期間年金保険料を納めたとしても一時金の金額は変わらない仕組みとなっています。

令和3年4月より、支給上限年数について現行の3年から5年に引き上げられることになりました。

こうした背景としては、3年から5年を留している外国人の割合が16%に増加（制度創設当時は5%）している実情に対応するためです。

脱退一時金制度は、日本で働いた外国人の年金保険料の掛け捨てを防ぐためのものですので、外国人材の活用を進める会社においては、脱退一時金制度の存在を説明できる様にしておきましょう。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html>



失業等給付の給付制限期間が短縮されます

自己都合退職者が雇用保険の失業等給付を受給する場合、離職票をハローワークへ提出してから7日間の待機期間の後、さらに3カ月の給付制限期間を経なければ支給開始とならず、実際に給付を受けられるのは離職票を提出してから約4カ月後となります。

令和2年10月1日以降の離職については、「失業者の休職活動支援」の目的で、この3カ月の給付制限期間が2カ月に短縮されることになりました。ただし、こうした給付制限期間の短縮措置は「5年間のうち2回の離職まで」という条件付きですので注意が必要です。5年以内に3回の離職がある場合、3回目の給付制限期間については、これまで通り3カ月となります。

今月10月の退職者より適用されますので、該当者への案内を忘れないようにしましょう。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655465.pdf>

当事務所から



事務所だより10月号はいかがでしょうか。

今回はメイントピックスに年末調整のご案内を掲載しましたが、この年末調整の業務が始まると年の瀬を感じます。今年は税制改正がいくつもありますので注意が必要ですが、国税庁のHPには分かり易い解説動画がアップされていますので、上手く活用すれば理解が早くなりそうですね。



international HR Partners
社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美